

議会運営委員会記録

1 日 時 令和4年6月13日（月曜日）

開 会 午前 9時58分

閉 会 午前10時21分

2 場 所 第2委員会室

3 出席委員 10人

委員長 高道秋彦

副委員長 押田大祐

委員 久保大憲

// 金谷幸則

// 岡部 享

// 舎川智也

// 江西照康

// 高田真里

// 松尾 茂

// 横野 昭

4 欠席委員 0人

5 委員外議員として出席した者

議 員	大 島 満
//	谷 口 寿 一
//	尾 上 一 彦
//	村 石 篤
//	赤 星 ゆかり

6 職務のために出席した者

【議会事務局】

事務局長	渡 辺 康 裕
事務局次長	笠 間 信 行
庶務課長	大 野 満
議事調査課長	坂 口 輝 之
議事調査課長代理	中 山 崇
議事調査課議事係長	酒 井 優
議事調査課調査係長	谷 端 裕美子
議事調査課主査	土 方 智 樹

7 会議の概要

委員長 ただいまから、議会運営委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員に久保委員、金谷委員を指名いたします。

本日の協議事項は6月定例会の運営についてであります。

初めに、一般質問については24名の方から通告がありました。

なお、一般質問の順序については今定例会より、会派所属議員数を基準としたドント方式で行うことと決定しておりますので、お手元の資料のとおり進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それではそのように決定いたします。

ここで、村石議員から発言通告書と併せて、お手元に配付の資料1、資料2のとおり一般質問の補足資料とチェック表が提出されました。

この補足資料については協議に先立ち、委員の皆様事前に配付してあります。

それでは、この補足資料を一般質問の際に使

用することについて、お手元に配付の資料3の取扱いのうち、第3項から第5項まで、及び第7項第2号、第3号の規定に照らし、皆様の御意見をお聞かせください。

松尾委員

参考資料ということなのかもしれませんが、そもそも、こういったことを引用して原稿に入れればいいだけではないかと感じます。時間内に詳しく説明するために、皆様は質問の内容をまとめ上げているわけです。グラフなど、一目見て分かるような資料を配付、添付するのであれば分かりますが、今回の資料を認めると質問の時間内に説明ができないような、詳細な資料がさらに出てくるのが懸念されるので、ちょっとこれは参考資料とは違うのではないかと思います。

江西委員

本人が必要であると考えるのであれば、これでいいのではないかと思います。松尾委員の言われた趣旨は分からなくもないのですが、この「一般質問及び代表質問補足資料配布の取扱いについて」という内容そのものが全国的な議会のスタンダードなものかと言うと、決してそうであるかどうかも分からないと思います。なるべく分かりやすく説明したいという本人

の思いがあるのであれば、それを善意に捉え、これで問題はないのではないかなと思います。

舎川委員 会派として補足資料となり得るかどうか疑問なのですが、これをどのように使うのか、どのように説明資料にされるのかを本人に聞いてみるのがいいのではないかと思います。

委員長 ただいま、舎川委員からありました、村石議員に説明を求めることにつきまして、御異議がなければ説明をしていただこうかと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

委員長 それでは、村石議員の座席をつくりますのでお待ちください。

〔村石議員の座席を用意、村石議員着席〕

委員長 それでは、説明をお願いいたします。

村石議員 それでは、この資料を配布してほしいということについて、簡単に説明いたします。
1点目は、教育委員会が主催する住民説明会の中で、再編されることで学級の人数や学級

数が増え、今の小規模校で学んでいる子どもたちの学力がどのように変化するのかというような質問が出たということが1点目です。

2点目については、ここには小規模校の一いわゆる少人数学級の利点、学級が小規模であり、なおかつ学級数が多い場合も利点があるということが書いてあります。

したがって、何か1つの結論を主張しているというよりは、現在の国立教育政策研究所の考え方が示されています。そのことを多くの人に知ってもらおうということが大事ではないかということがあります。

3点目に、今後の再編の議論には、やはり教育委員会とPTA、自治振興会の方との信頼関係を築くことが必要、重要だと思っています。そういったことから、客観的な資料を提示することは今後の議論の参考になるという考えです。

この3点から配布をお願いしているわけです。

委員長

ただいまの村石議員の説明を受けて、何か質問はありませんか。

舎川委員

そうであれば、今御説明されたことをそのまま一般質問で発言されたいのではないかと思います。やはり資料においては取扱い上、

あくまでも説明の補助手段として、例えば配布しなければ発言の趣旨、内容が伝わらないものに限るとこの取扱いには書いてある。富山市議会会議規則第100条には文書等と書いてありますが、あくまでも発言の補足の図表、またはグラフに限るものと考えます。今回の研究所の報告というこの論述的な文書については、発言の補足手段とはなり得ないものではないかと思えます。議事録に残すことも必要ですから、ちゃんとした説明も必要ではないでしょうか。

配布する場合はあくまでもグラフや図表といった、目に見えるものを発言の担保とする資料であるべきだと思います。

前回、大島議員の一般質問のときの資料は図面で、それについて議員の考察を述べた上で、ここが危険箇所だと目に見える補足資料だったと思いますので、この論述的なものを出すことは、私は適切ではないのではないかと思います。

村石委員

図表かどうかの問題についてですが、富山市議会会議規則第100条には文書等と書いてあるということが1つと、あとは図表ということですが、資料の上の部分は図表です。グラフではないのですが、その内容を見てほ

しいのです。要するに小規模校とか、あるいは学級数が多いなど、調査内容が多岐にわたり示されています。

当然、私は一定程度のことは発言しますが、多くの視点から述べることにはならないので、そういう意味でこの図表を配布資料としてお願いしています。

下の文書は上の図表をまとめたもので、一体のものと考えています。

久保委員

今危険だと思うのは、村石議員が質問の内容をこの場で述べておられるので、場合によっては本委員会で検閲していることになりかねないということ。

そのため、この資料の是非の確認の仕方は今後の議会運営に大変大きな影響を与える可能性があるので、委員長には注意をしていただきたい。

その上で、タブレット端末の導入がこの後進めば、議場にタブレット端末を持ち込み、発言の内容、根拠などを見ながら質問を聞いていくということが可能になるわけです。

そういった意味ではこういった根拠を出したいという議員からの申出に関して、特段の問題がなければ認めればよいのではないかと思います。

松尾委員が言われたような一これがいまにも増えていくと一お話もありますが、今回も用紙1枚で、全ての議員が出してきている状況ではない。大島議員の後も非常に煩雑になるほどの量が出てきているわけでもなく、今回の1件だけですから、議会としては議員の思いを尊重して認めてあげればよいのではないかと思います。

一般質問等補足資料チェック表の質問者チェック欄においても全て問題なし、資料配布の取扱いについては本人が責任を取るというのも書いてありますので、この点においても、認めてもいいのではないかと個人的には思います。

舎川委員

検閲かどうかということについては気をつけなければならない。私もそういうことを言っているわけでは決してない。

それを委員長に問われても、それはちょっと趣旨が違ってくると思います。

要はこの資料をどう使われるのかということで、考え方は今後いろいろと出てくると思います。タブレット端末の件などで図やグラフなどは出していけばいいと思います。

ただ資料においてはこうした決まりもあるので一その捉え方は個人でそれぞれ違うと思う

のですが一私の会派としては、今回のこの論述的な資料については、グラフなどの目に訴えるものではなく、説明を補完する資料とは言い難い。

やはり説明は議事録に残すようにしなければならない。これを出すのであれば、しゃべればいいというふうに思います。

横野委員

趣旨は理解できますが、例えば正式に国立教育政策研究所の平成25年度、平成26年度の研究成果として出ておりますと口頭で言うだけで議事録には載るので、資料の必要性はないのではないかと思います。

今言われたことを一村石議員は一問一答だと思えますけれども、こういったことでこういった評価が出ていますが、これについてどう思われますかという質問をされると思います。それをあえて一これを私たちがもらって一この参考資料の趣旨が理解できますかと言われてもそれぞれの思いですから、この研究成果では小規模校もいいですよという意見を述べているだけだと思います。

ただ、七、八年前の人口形態とは違うので、本当に現状と合っているのかどうかは疑問に感じますし、このあたりは違うのではないかと私は思います。そのため、どここの資料

にこういうものがありましたという程度で発言をされればいいと思います。資料の必要性はないと思います。

岡部委員

身も蓋もない話になってしまいますが、発言の時間も限られている中で詳細な説明ができないということもあると思います。

そういう意味では、発言趣旨の大枠が分かるような資料は一定程度認めていかないと。

これまで私が経験したのは大島議員と村石議員の2回です。

これからタブレット端末なども導入すると思いますが、そういう資料も利用しながら進めていくということは非常に分かりやすい質問の内容になると思うので、ぜひその趣旨も含めて資料の提出を一定程度認めていくということを前向きに進めていくべきではないかと思っています。

説明が長くなると、どうしてもぼやけてしまうということもありますので、その辺も含めて御検討いただければと思います。

横野委員

ちょっと待ってください。質問のポイントを絞って当局に答えを求めるわけです。私たちにこれを読めという形の資料なのですか。

私から言わせれば、発言をする人はこういう

趣旨で発言しますというのであれば、それはそれでいいと私は思います。

これから私たちは質問をするときに、いろいろなことを思って、この資料を参考にこれを読んでくださいというものを出していくわけですか。

これは必要性がないと私は思います。

岡部委員

資料として、より分かりやすいものとして提出されているわけですから、私はこの程度のものは認めるべきではないかと思っています。

江西委員

今検閲は駄目だという久保委員の発言からスタートして、質問内容にどんどん食い込む話になっていると思います。

会派が違うので考え方は当然違う。これがすばらしい、分かりやすいと思う、思わないは全然別として、同じ会派の岡部委員もこれはいいということで、分かりやすくするために出したいという思いがあるのであれば、他の会派に迷惑がかかることでもないのに、本人がこれをもって質問が分かりやすくなるということであれば、特段駄目だという理由、見解を考え方の違うところから述べるべきではないと私は考えます。

村石議員 資料の提出というのはあくまで主たるものとして、当局に対して質問の趣旨・内容を知ってほしいということで認められるのであって一もちろんその中には、他の議員の皆様にも私の質問について理解してほしいという気持ちを持って質問をしている一当局に対して一般質問をしているという立場で資料配布をお願いしているわけです。

委員長 説明ありがとうございました。
ほかに御意見はありませんので、村石議員はお戻りください。

〔村石議員退席〕

委員長 それでは様々な御意見がございましたが、意見の一致はみられなかったと思います。
それでは、村石議員からの補足資料について、議会運営委員会としてどう取り扱うのかを検討したいと思います。
提出されました補足資料につきまして、委員会条例第56条第1項により、挙手により採決をいたします。
それではお諮りいたします。村石議員が提出された補足資料を「一般質問及び代表質問補足資料配布の取扱いについて」に基づいて配布

することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

委員長

挙手少数であります。

よって当該補足資料については配付を認めないということで議長に報告いたしたいと思えます。

次に、2つ目の請願・陳情につきまして、今定例会に提出されたものは、お手元の資料のとおり陳情2件であります。

このうち、令和4年分陳情第3号「コロナ感染拡大防止策に関する陳情」については、厚生委員会へ、令和4年分陳情第8号「市街化調整区域撤廃に関する陳情」については、建設委員会へ付託される予定でありますので、御承知おきください。

なお、陳情第8号につきましては、陳情者より個人情報の取扱いについては配慮してほしい旨の申出がありました。

そこで、本会議及び建設委員会で配付される文書表以外は、個人情報を伏せたものを配布することとなりましたので、議員各位におかれましては文書表の取扱いには十分御注意いただきますようお願いいたします。

次に、3つ目の意見書・決議につきまして、

これまでに受理しているものについては、お手元の資料のとおり、請願形式2件、陳情形式3件であります。

この請願形式による意見書提出要請については、議員提出議案とならなかった場合には、請願として取り扱うこととなります。

本会議最終日に委員会付託を省略して、直ちに討論・採決を行いますので、御承知おき願います。

また、会派から提出されます意見書（案）と決議（案）につきましては、20日（月曜日）の午後5時までの提出期限となっております。

提出されました会派からの意見書（案）と決議（案）については、21日（火曜日）の本委員会でお示しし、本日提示いたしました5件の意見書（案）と併せて、24日（金曜日）の本委員会において、御協議いただくこととなります。

それまでに、各会派において御検討をいただきたいと思っております。

以上で、本日の協議事項は終了いたしました。次回の議会運営委員会は、6月21日（火曜日）の予算決算委員会の前期全体会終了後に行いますので、よろしく願います。これをもって、本日の議会運営委員会を閉会

いたします。

令和 4 年 6 月 定 例 会
(令和 4 年 6 月 1 3 日)
議 会 運 営 委 員 会 記 録 署 名

委 員 長 高 道 秋 彦

署 名 委 員 久 保 大 憲

署 名 委 員 金 谷 幸 則